

議案第37号

つくばみらい市奨学金貸付条例及びつくばみらい市高等学校等奨学金条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市奨学金貸付条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市奨学金貸付条例(平成18年つくばみらい市条例第113号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の経済的支援の特例措置)

- 4 令和2年度分の奨学金の貸付に限り、第3条の規定にかかわらず、同条第1号から第4号に該当する者は、奨学生の資格を有するものとする。
- 5 前項の規定により奨学生の資格を有するものとされた者のうち、この条例の施行の際現に奨学生である者は、第4条の規定に準じて申請することにより、既に決定されている奨学金に加え、追加して奨学金の貸付を申請することができる。
- 6 第4項の規定により奨学生の資格を有するものとされた者及び前項の規定により申請をした者に係る奨学金の額については、第6条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次号に掲げる者以外のもの 月額6万円(前項の規定により申請をした者について既に決定されている奨学金の額は、当該月額の内数とする。)

(2) この条例による奨学金以外の奨学金に類する他の学費の貸与又は給与を受けている者 月額3万円

- 7 前項の規定による奨学金の貸付期間については、第7条の規定にかかわらず、令和2年度限りとする。

(つくばみらい市高等学校等奨学金条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市高等学校等奨学金条例(平成18年つくばみらい市条例第114号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の経済的支援の特例措置)

- 2 令和2年度分の奨学金の貸与に限り、第2条の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号に該当する者は、奨学金の資格を有するものとする。
- 3 前項の規定により奨学生の資格を有するものとされた者のうち、この条例の施行の際現に奨学生である者は、第4条の規定に準じて申請することにより、既に決定されている奨学金に加え、追加して奨学金の貸与を申請することができる。
- 4 第2項の規定により奨学生の資格を有するものとされた者及び前項の規定により申請をした者に係る奨学金の額については、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次号に掲げる者以外のもの 月額4万円(前項の規定により申請をした者に

ついて既に決定されている奨学金の額は、当該月額の内数とする。)

(2) この条例による奨学金以外の奨学金に類する他の学費の貸与又は給与を受けている者 月額2万円

5 前項の規定による奨学金の貸与期間については、第8条の規定にかかわらず、令和2年度限りとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後のつくばみらい市奨学金貸付条例の規定及び第2条の規定による改正後のつくばみらい市高等学校等奨学金条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

令和2年5月15日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

#### 提案理由

大学生等に対する経済的支援の臨時的措置として、今年度に限り、既に市奨学金の貸付けを受けている者や、他の奨学金等の貸付けを受けている者については、市奨学金を追加で借りることができるようにし、新規で市奨学金の対象となる者については、通常より増額して奨学金を借りることができるようにするため、条例の一部を改正するものです。

## つくばみらい市奨学金貸付条例(平成18年つくばみらい市条例第113号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の経済的支援の特例措置)</p> <p>4 <u>令和2年度分の奨学金の貸付けに限り、第3条の規定にかかわらず、同条第1号から第4号に該当する者は、奨学生の資格を有するものとする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定により奨学生の資格を有するものとされた者のうち、この条例の施行の際現に奨学生である者は、第4条の規定に準じて申請することにより、既に決定されている奨学金に加え、追加して奨学金の貸付けを申請することができる。</u></p> <p>6 <u>第4項の規定により奨学生の資格を有するものとされた者及び前項の規定により申請をした者に係る奨学金の額については、第6条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる者以外のもの 月額6万円(前項の規定により申請をした者について既に決定されている奨学金の額は、当該月額の内数とする。)</u></p> <p>(2) <u>この条例による奨学金以外の奨学金に類する他の学費の貸与又は給与を受けている者 月額3万円</u></p> <p>7 <u>前項の規定による奨学金の貸付期間については、第7条の規定にかかわらず、令和2年度限りとする。</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

つくばみらい市高等学校等奨学金条例(平成18年つくばみらい市条例第114号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の経済的支援の特例措置)</u></p> <p>2 <u>令和2年度分の奨学金の貸与に限り、第2条の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号に該当する者は、奨学金の資格を有するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により奨学生の資格を有するものとされた者のうち、この条例の施行の際現に奨学生である者は、第4条の規定に準じて申請することにより、既に決定されている奨学金に加え、追加して奨学金の貸与を申請することができる。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定により奨学生の資格を有するものとされた者及び前項の規定により申請をした者に係る奨学金の額については、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる者以外のもの 月額4万円(前項の規定により申請をした者について既に決定されている奨学金の額は、当該月額の内数とする。)</u></p> <p>(2) <u>この条例による奨学金以外の奨学金に類する他の学費の貸与又は給与を受けている者 月額2万円</u></p> <p>5 <u>前項の規定による奨学金の貸与期間については、第8条の規定にかかわらず、令和2年度限りとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年3月27日から施行する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>